

喜多方市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

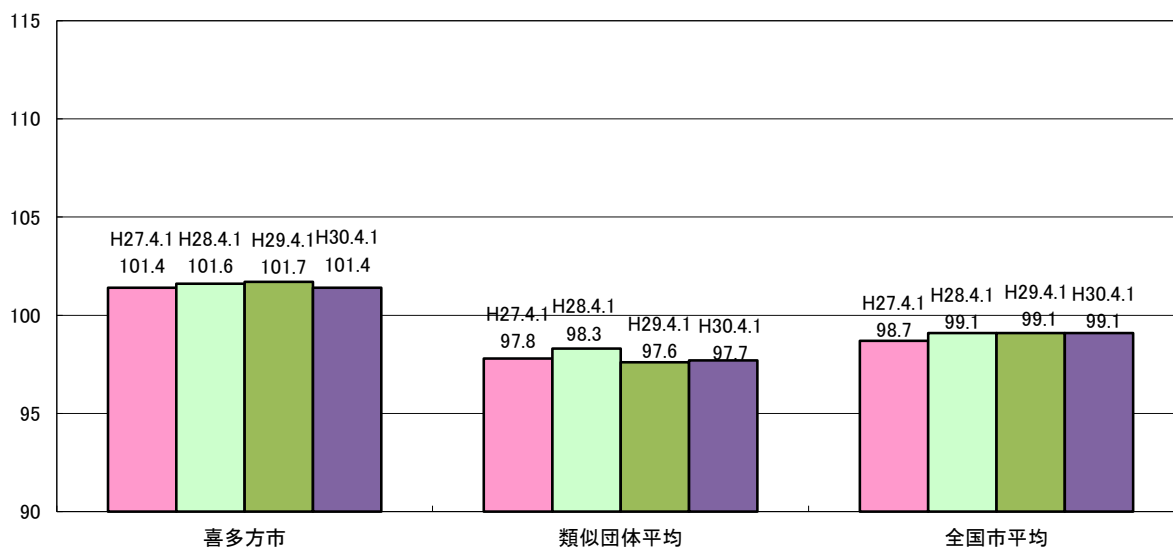
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 48,726	千円 27,166,283	千円 497,742	千円 4,391,853	% 16.2	% 17.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 463	千円 1,861,819	千円 339,052	千円 743,958	千円 2,944,829	千円 6,360	千円 5,863

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

・高校卒・短大卒の職員が国家公務員と比較して管理職になる割合が高いため。
 改善の見込みとしては今後も福島県の人事委員会勧告に基づき、職員給与の適正化を図っていきたい

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、平均1%引き下げ。若年層については引き上げ、高齢層については最大3%程度の引き下げを実施。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び該当団体の支給割合)

制度なし

③ その他の見直し内容

単身赴任手当について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、見直しを実施(平成27年4月1日)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
喜多方市	44.1 歳	342,452 円	400,840 円	372,988 円
福島県	42.8 歳	329,300 円	411,529 円	360,621 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	42.3 歳	316,612 円	371,978 円	343,315 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
喜多方市	53.6 歳	16 人	340,156 円	354,556 円	347,425 円
うち学校給食員	48.2 歳	4 人	348,575 円	360,000 円	361,027 円
うち自動車運転手	58.2 歳	4 人	269,225 円	294,475 円	274,558 円
うちその他	54.0 歳	8 人	371,413 円	381,863 円	377,058 円
福島県	55.7 歳	222 人	336,100 円	373,380 円	350,262 円
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円
類似団体	51.1 歳	17 人	317,101 円	343,418 円	330,171 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
喜多方市	—	—	—	—
うち学校給食員	調理士	47.3 歳	235,300 円	1.53
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	61.3 歳	188,700 円	2.02
うちその他	—	—	—	—
福島県	—	—	—	—
国	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
喜多方市	—	—	—
うち学校給食員	6,003,800 円	3,073,100 円	1.95
うち自動車運転手	6,010,756 円	2,455,800 円	2.45
うちその他	—	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27年～29年の3ヶ年平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		喜多方市	福島県	国
一般行政職	大学卒	183,400 円	190,100 円	179,200 円
	高校卒	150,400 円	154,900 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	159,900 円	152,900 円	—
	中学卒	144,500 円	144,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,300 円	366,988 円	383,129 円	399,020 円
	高校卒	234,100 円	在職者なし 円	365,173 円	387,460 円
技能労務職	高校卒	在職者なし 円	在職者なし 円	在職者なし 円	在職者なし 円
	中学卒	在職者なし 円	在職者なし 円	在職者なし 円	在職者なし 円

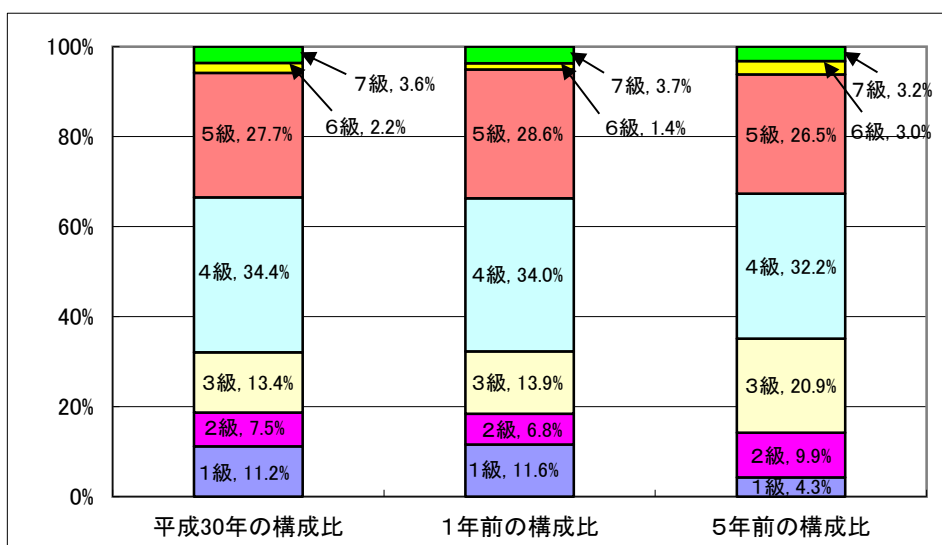
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	40 人	11.2 %	128,200 円	253,100 円
2 級	副主査・副技査	27 人	7.5 %	197,500 円	311,100 円
3 級	主査・技査	48 人	13.4 %	234,200 円	358,200 円
4 級	係長・副主任主査・主査	123 人	34.4 %	267,900 円	396,800 円
5 級	課長・課長補佐・主任主査	99 人	27.7 %	294,800 円	410,900 円
6 級	課長	8 人	2.2 %	326,200 円	424,100 円
7 級	部長・支所長	13 人	3.6 %	371,400 円	455,900 円

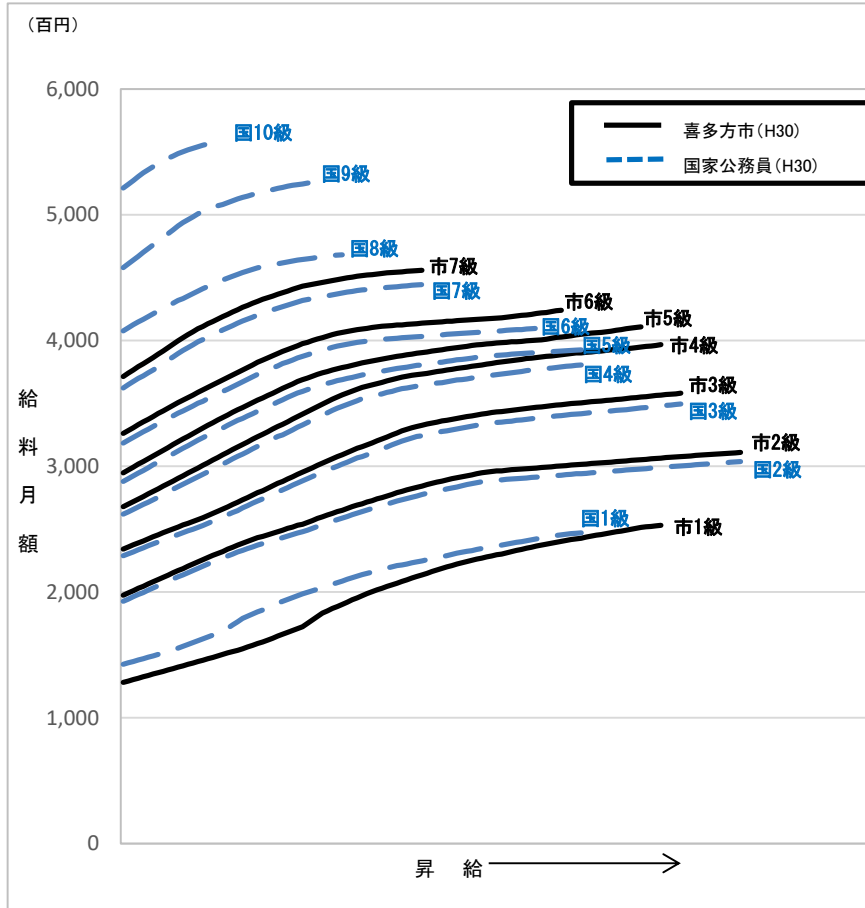
(注)1 喜多方市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年4月1日に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (平成30年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な部分	昇給実績がある区分	昇給可能な部分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

喜多方市	福島県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,567 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,769 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な部分	昇給実績がある区分	昇給可能な部分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

喜多方市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	10,392 千円	20,838 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 ※制度なし。

(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		-		円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		-		千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

(4) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		29 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		4,071 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		1.35 %		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	左記に業務に従事した職員	感染症にかかっている患者の救護作業及び病原体に汚染された物件の処理作業等の防疫作業	- 千円	1日 200円
行旅死病人取扱業務に従事する職員の特殊勤務手当	左記に業務に従事した職員	行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する業務	- 千円	死亡1件 4,000円 病人1件 1,000円
災害時出勤職員の特殊勤務手当	左記に業務に従事した職員	火災及び出水等に際し設置される災害対策本部の業務のうち市長の指定する業務	- 千円	1日 500円
除雪業務に従事する職員の特殊勤務手当	左記に業務に従事した職員	除雪作業用自動車による除雪業務	29 千円	1日 300円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	左記に業務に従事した職員	公共の用に供する事業に必要な土地の取得等のための庁外においての交渉業務	- 千円	1日 250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	161,321 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	352 千円
支給実績(平成28年度決算)	144,658 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	318 千円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 特定期間加算 5,000円 配偶者・子以外 6,500円	同	—	66,902 千円	257,316 円
住居手当	月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (最高限度額 27,000円)	異	月額12,000円を超える家賃を支払っている者	14,138 千円	231,770 円
通勤手当	交通機関等利用者 55,000円を越えるときは、その額と55,000円との差額の1/2を55,000円に加算。 自動車等使用者 2km以上2,600～43,900円	異	自動車等使用者 2km以上2,000円～24,500円	29,269 千円	81,756 円
単身赴任手当	基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円～45,000円	同	—	1,032 千円	344,000 円
管理職手当	部長 61,000円 参事 53,000円 課長 45,000円 主幹 39,000円	異	その勤務箇所・給料表・職務の級に応じて支給	33,848 千円	573,695 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	同	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	31,645 千円	64,059 円

5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	市長	950,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 950,000 円 / 259,000 円
	副市長	760,000 円	772,000 円 / 483,000 円
報酬	議長	430,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	副議長	380,000 円	474,000 円 / 200,000 円
	議員	350,000 円	442,000 円 / 180,000 円
期末手当	市長	(29年度支給割合)	
	副市長	3.25 月分	
	議長	(29年度支給割合)	
	副議長	3.30 月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市長	給料月額×在職月数×支給率(45/100)	20,520,000 任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×支給率(30/100)	10,944,000 任期ごと
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

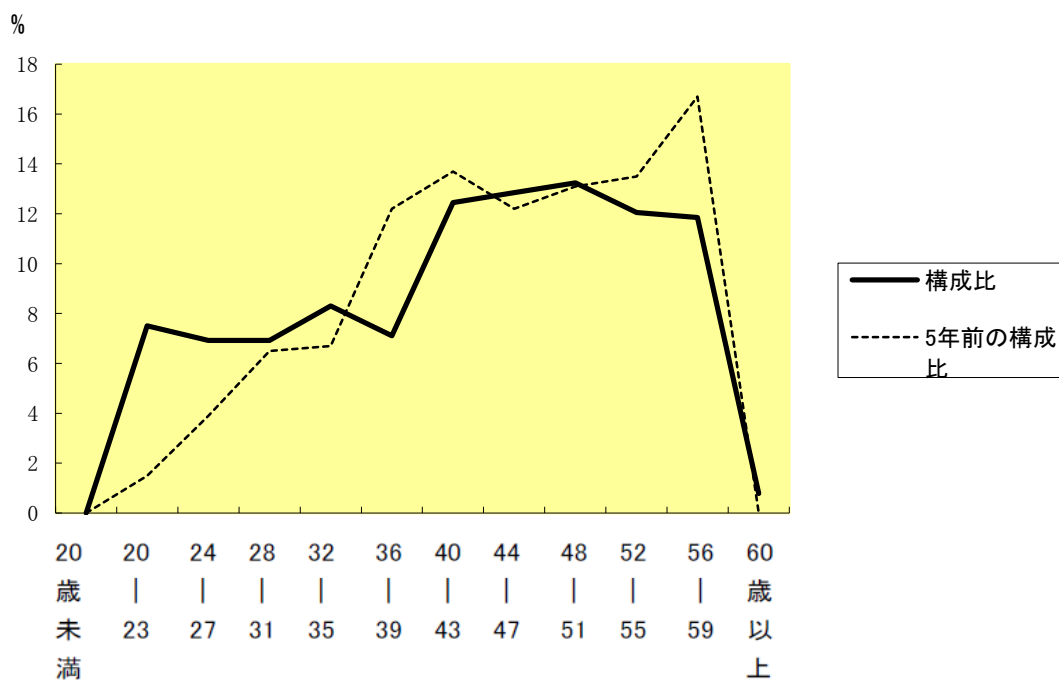
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	6	6	0	休職者の復帰に伴う減 短時間再任用職員配置に伴う減 欠員不補充に伴う減 <参考> 人口1万人当たり職員数 84.14人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 77.60人)
	総務・企画	122	121	△ 1	
	税務	26	24	△ 2	
	民生	110	110	0	
	衛生	34	34	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	44	44	0	
	商工	30	28	△ 2	
	土木	42	42	0	
	計	415	410	△ 5	
	教育部門	48	47	△ 1	短時間再任用職員配置に伴う減
	消防部門	—	—	—	—
	小計	463	457	△ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.79人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 100.63人)
公営企業部等門	水道	12	12	0	その他による増
	下水道	11	13	2	
	その他	24	24	0	
	小計	47	49	2	
合 計		510 [625]	506 [625]	△ 4 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.85人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	38人	35人	35人	42人	36人	63人	65人	67人	61人	60人	4人	506人

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	392	391	386	405	415	410	18	4.6%
教育	92	90	72	59	48	47	△45	△48.9%
消防	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
普通会計	484	481	458	464	463	457	△27	△5.6%
公営企業等会計	51	44	48	48	47	49	△2	△3.9%
総合計	535	525	506	512	510	506	△29	△5.4%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	千円 1,100,589	千円 105,838	千円 98,396	% 8.9%	% 8.7

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費11,281千円を含まない

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
29年度	人 13	千円 49,726	千円 14,823	千円 18,634	千円 83,183	千円 6,399	千円 6,148

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
喜多方市	39.9 歳	312,460 円	478,073 円
団体平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

喜多方市		喜多方市(一般行政職・団技能労務職等)	
1人当たり平均支給額(29年度)		1人当たり平均支給額(29年度)	
1,434 千円		1,515 千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.80 月分	2.55 月分	1.80 月分
(1.40)月分	(0.85)月分	(1.40)月分	(0.85)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～20%		役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

喜多方市			喜多方市(一般行政職・技能労務職等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 - 千円		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成30年4月1日現在) ※ 制度なし

支給実績(29年度決算)		-		円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		-		千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在) ※ 制度なし

支給実績(29年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		0 %		
手当の種類(手当数)		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	3,842 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	321 千円
支給実績(平成28年度決算)	2,610 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	218 千円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 特定期間加算 5,000円 配偶者・子以外 6,500円	同	-	1,724 千円	215,500 円
住居手当	月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (最高限度額 27,000円)	同	-	324 千円	324,000 円
通勤手当	交通機関等利用者 55,000円を越えるときは、その額と55,000円との差額の1/2を55,000円に加算。 自動車等使用者 2km以上2,600～43,900円	同	-	542 千円	67,725 円
単身赴任手当	基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円～45,000円	同	-	120 千円	120,000 円
管理職手当	部長 61,000円 参事 53,000円 課長 45,000円 主幹 39,000円	同	-	784 千円	392,000 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	同	-	806 千円	67,150 円